

TAX

税

◎税を考える週間

11月11日(火)～17日(日)

家屋を取り壊したときは
届出をしてくださー!

家屋にかかる固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在で「家屋課税台帳」に登録されている所有者に対し課税されます。

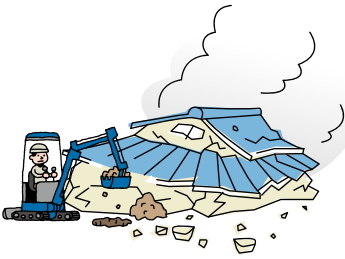
家屋を取り壊した場合は、必ず年内に届出を行ってください。届出がない場合、取り壊しの確認が取れず、引き続き課税されてしまうことがあります。

※12月末までに法務局で滅失登記を行う家屋は届出不要

▼税務課

☎23局3510

FAX23局0180



パート収入と税

◆パートで働く人に対する税

収入がパート収入のみで、年収が93万円を超える方には、住民税の均等割(5500円)が課税されます。

また、年収が100万円を超える方には、この均等割に加え、所得割も課税されます。さらに、年収が103万円を超えると、所得税も課税されます。

◆配偶者控除・配偶者特別控除

所得がある夫の妻がパートで働く場合、妻のパートによる年収が103万円以下であれば、『配偶者控除(所得税38万円、住民税33万円)』が受けられます。

また、年収が103万円を超え、配偶者控除が受けられない場合でも、141万円未満であれば、段階的に『配偶者特別控除』を受けられます。

ただし、配偶者控除と配偶者特別控除を併用して受けることはできません。また、夫の合計所得が1000万円を超える年には、配偶者特別控除を受けることができません。

▼税務課

☎23局3509 FAX23局0180

豊橋税務署からの
おしらせ

◆平成26年分源泉所得税年末調整説明会

▼対象：法人・個人の青色申告をされる方および白色申告をされる方

▼日時：11月18日(火) 午後1時30分～3時30分 ▼場所：田原文化会館多目的ホール

◆平成26年分青色決算等説明会

▼日時：12月3日(水) 午前10時～正午/午後1時30分～3時30分

▼場所：アイプラザ豊橋(豊橋市草間町字東山143-6) ▼内容：記載方法の説明 ▼その他：青色申告決算書、収支内訳書などの用紙は国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。/青色申告決算書用紙は確定申告書の用紙に同封されます。(前年ホームページで申告された方は、青色申告決算書用紙、確定申告書用紙は郵送されません。)/申告書の提出はe-Taxをご利用ください。

※お問い合わせ時、代表電話の自動音声は「2」を選択してください。

◆税務署へのご相談

納税者の皆さんからの電話による国税に関するご質問・ご相談は、国税局「電話相談センター」で受け

付けています。税務署の代表電話の受付は自動音声で案内しています。具体的な操作方法は、音声案内に従ってください。また、税務署での面接相談は事前予約制です。あらかじめ電話でご予約ください。

※税金の納付相談は予約不要

▼豊橋税務署(豊橋地方合同庁舎内)
☎(0532)52局6201

個人事業税第二期分の

納期限は12月1日です

個人事業税の第二期分の納付書を11月中旬にお送りしますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下のもの)または県税事務所へ納付してください。

また、Pay-easyに対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。(ただし、領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関などの窓口で納付してください。)※口座振替をご利用の方は、納期限前に預貯金残高をご確認ください。

▼東三河県税事務所課税第一課

☎(0532)35局6127

HP <http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>